

徳山藩「譜録」の作成とその過程

吉田真夫

はじめに

徳山藩では、寛政元年（一七八九）、文化十年（一八一三）、天保十三年（一八四二）、文久二年（一八六二）をそれぞれ記述の下限とする「家譜」の差し出しを藩士に命じた。これらは今日、当館が所蔵する徳山毛利家文庫「譜録」として、一二九四点を閲覧・利用に供している（資料上では「家譜」とも記されることがあるが、本稿ではこれ以降、資料の引用時以外は「譜録」で統一する）。一部に欠損などもあるものの、家数は四二五家分を数え、近世最末期の約一〇年を除き、歴代藩士の動向などを明らかにしてくれることから、徳山藩を知る基礎的資料の一つであることには間違いない。

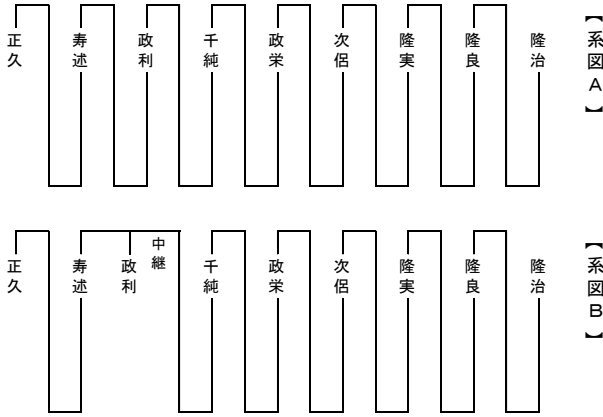
さて、この「譜録」について筆者は、その一覽化を試みたり、天保期の調査の折、家臣が「譜録」の提出延期を願う届けをまとめた「家譜差出方断歎」を用いて、「譜録」は藩が定めた期間内に出揃うわけではなく、多大な労力と時間が費やされて整えられていった実態を明らかにしたりした⁽¹⁾。しかし、旧稿でも述べているとおり、「譜録」の作成については未だ課題が多く残っている。その一例を示そう。

「譜録」は、藩が求めた情報を各家が勝手に記述するのではなく、「世系図」・「姓氏之部」・「世統之部」・「禄格之部」・「母・妻・子女之部」・「御書類・御賞美事・拝領物之部」・「職務之部」の七項目と、本家・分家の関係など「家」について示す「附録」とを、藩の示す表記方法に従って記さなければなら

ない。

しかし、各項目の細部を見ると、時に変化や相違が生じている。御馬廻の福間家を例にとってみよう。

この福間家「譜録」の「世系図」には、【図1】には、



【図1】御馬廻 福間家系図

るような二つの系図が示されている。⁽²⁾

【系図A】では、千純の後、政利、寿述の順で家督を継承している。ところが【系図B】では、政利の右肩に「中継」の文字が付されると共に、千純の後は「中継」の政

利と寿述が併記されている。

【図1】は福間家の「譜録三編」からの引用だが、当該家の「譜録三編」は三冊存在する中、その提出年月日を「天保十四年癸卯十月」（【系図A】）と、「嘉永二年己酉十一月」（【系図B】）とする二種類がある。つまり同じ「譜録三編」でありながら、提出時期が異なると示される系図も違うのである。ここでは系図を例示したが、そのほかの部分でもこうした違いが生じていることだろう。それゆえ、徳山藩の「譜録」は、一貫した不変の基準に基づき作成されたものではなく、時に変更が加えられていった、との見通しが立つ。しかし、こうした点への指摘は管見の限り見当たらないので、本稿では「譜録」の作成過程を、藩による指示に基づき説明してみよう⁽³⁾と思う。

なお、旧稿において、寛政期の「譜録」提出指示に基づいた調査を第一次調査とし、以下文化期を第二次調査、天保期を第三次調査、文久期を第四次調査と仮称してきたので、本稿でも便宜上、引き続きそのように称する。

一 「譜録」作成の指示

(一) 第一次調査

第一次調査の指示は、寛政二年（一七九〇）三月一日に発せられた⁽⁴⁾。対象者は「大小身世祿之面々」で、採録すべき記事は、徳山藩仕官以降、寛政元年までである（ただし、「姓氏之部」では仕官前の家の歴史についても触れる必要がある）。藩士には、各家に残っている「譜牒」や伝記類を整理しておくこと、またそのような記録類を有していない場合には、親族や古老が伝え聞いている伝説などを集めることが命じられた。記述内容は藩が定めるルールに則る必要があり、後述する「御家来譜録御用之廉覚」（以下、「廉書」と略称⁽⁵⁾）と「譜録例書」（以下、「例書」と略称⁽⁶⁾）が明示された。このような細かなルールのほか、より記述の統一性をはかるために、多人数の組などには人柄を吟味して一、二名の心遣人を任命し、番頭や取継と共に記述方法が藩の指示通りであるかをチェックさせたのである⁽⁷⁾。彼らの事前チェックを受ける必要から、藩士には時間的余裕を持った草案

の提出も求められている。

「譜録」の提出期限は、寛政三年一月から二月頃と設定された。ただし藩外勤務者については、年内に帰藩できる者は来年夏まで、年を越す者は帰藩後五、六ヶ月後とされた。帰藩予定日がそれ以降に及ぶ者には、現滞在地での調査も指示された。そして、期日までの提出が叶わない場合には、藩に対して提出期限延長の願いを出さなければならなかった。

なお提出された「譜録」は「御府蔵」で長く保存されるにとどまらず、藩主の高覧にも供するという。そのため、古より年月を隔て、また時代の激しい変動を経た今日において、家の歴史を記した記録を満足に備えた者は多くはないだろうとしながらも、作成に出精するよう発破をかけられている。

(二) 第二次調査

第二次調査の指示は、文化十一年（一八一四）十一月二十八日に出された⁽⁸⁾。記述すべき期間は、第一次調査で済んでいる寛政元年の翌年、寛政二年から文化十年までである。提出期限は来年（文化十二年）

十月中とされたが、藩外勤務のため調査が難しい場合には、その旨を記した「断書」を藩に提出し、来年中または帰藩後四〜五ヶ月後に提出するよう指示された。作成分が少ないためか、第一次調査と比して藩外勤務者における帰藩後の提出期限が一ヶ月短いものの、その他の部分では前の調査と大きく変わるところはない。

そのほか、「譜録」作成にあたっては、前回調査で藩が示した「例書」に基づいて執筆すること、人数の多い組では心遣人を任命し、番頭や取次と共に草案を事前チェックすることなども第一次調査と大差はない。

一方で異なる点が二つある。一つは、「譜録」提出の対象者に「当時一代限御奉公之者」が加わったことである。理由は詳らかでないが、一代限りとはいえ藩に仕える立場にあり、「譜録」提出対象者に加えられたと考えられる。

もう一つは、第二次調査で新たに作成する分を「継書」と位置づけ、これと共に第一次調査分の「譜録」（第二次調査分が「二編」と表記されるに伴い、第

一次調査分の「譜録」は「初編」と称することになる。後述。）の再提出が求められた。すでに触れたように、「譜録」は、「御府蔵」に収められているので、それを「半紙本」（半紙を豎半分折り、冊子状に綴じたものと思われる）に記述どおり筆写し、「二編」ができあがる前に提出するように、というのである。これを控本と称し、御用に使うために提出を求めたとのこと。勿論、第一次調査で提出したものの中には「事実年紀等認誤之廉」が見えるものがあり、その部分は訂正しなければならなかった。

なお、「二編」についても心遣人などのチェックを経て改めた清書版（資料では「清冊」）を藩に提出するわけだが、その控本も半紙冊に仕立てて提出することが課された。

（三）第三次調査

第三次調査は、天保十三年（一八四二）八月二十八日に指示が出た⁽⁹⁾。記述すべき期間は文化十一年から天保十二年までで、これを来年（天保十四年）十月までに提出しなければならなかった。藩外での勤

務者は、これまで同様猶予が与えられた。その時間は帰藩時期などにより異なるが、来年中または帰藩後四〜五ヶ月以内であった。

提出対象者も「一代限御奉公之者」まで含まれ、今回の調査で編まれる「三編」に、「初編」と「二編」の控本も再び一部ずつ差し出すことを求めた（なお「三編」は、清冊と控本を各一部ずつ提出しなければならぬ）。内容チェックのために任命される心遣人や、番頭・取次が事前に目を通して問題がなければ清書作成となることなどは、第二次調査と同様である。

ところが今回の指示では、次のことが加わった。「譜録」は今後も書き継いでいくものである。よって今後は、指示がなくても、直近の調査から二一年後の十月までに、それまでの二〇年分を追加した新しい「譜録」を、清冊と控本各一部ずつを提出しなさい。なお作成にあたってはこれまでの「例書」をはじめとする先例に従うものであるが、不明な点があれば伺いを立て、指示に従いなさい。心遣人は先例を心得、「継書之心懸」に努めなさい、と。

この段階に至り、藩では調査終了後二〇年を経過すれば次の「譜録」を提出するものだと認識を示し、二一年目の十月を提出期限に設定した。これにより、二〇年を一区切りとし、「譜録」の提出が藩士に課されることになり、次の第四次調査もそれに基づき実施されることになったようだ。

ただしこの第三次調査では、その途中で大きな変更が生じた。そのことは後に触れたい。

（四）第四次調査

第四次調査については、調査の指示年月日が、本稿で参照している「御書出控」や「御手紙控」などでは裏付けられない。

先述の第三次調査時の指示に基づけば、記述すべき期間は天保十四年から文久二年（一八六二）までの二〇年間で、提出期限は文久三年十月となる。ただし、文久三年は八月十八日の政変など、萩藩や徳山藩にとって慌ただしい時期であり、「譜録」の調査・作成・提出に藩士達が力を注ぐことには無理があった。そこで藩では、「切迫之時勢」から譜録の取り調

べが不十分な者が多数いることを鑑み、文久四年（元治元年、一八六四）正月まで提出期限を延長したのである⁽¹⁰⁾。

しかし元治元年を迎えても「切迫之時勢」が変化することはなかったのは周知のとおりである。そうした中、当時の藩においても「譜録」の「取調半途向」の藩士がいることを承知し、正月二十七日、提出の難しい者には五月までへと再度提出期限を延ばした⁽¹¹⁾。もつともここで提出期限が四ヶ月延びたところで厳しい状況に変わりはなく、五月二十四日には八月までの再延期が通知された⁽¹²⁾。このように厳しい時代になり、「譜録」の提出期限も延期に継ぐ延期で、第四次調査に基づく「譜録」は沙汰止みになるかに思えた。

ところが明治三年（一八七〇）三月一日、藩は延び延びとなっていた「譜録」の提出をこの年の八月までとする通知を突如発する⁽¹³⁾。新しい時代を迎え、徳山藩の機構も改変される中、士族の分限帳が作成されていた時期に、である⁽¹⁴⁾。

第四次調査の指示が最初に出されたであろう文久

三年以降六年余が経過し、提出が数度にわたり延期となった中で出されたこの指示は、藩士（士族）にとって大きな負担となったことであろう。明治初頭の様々な改変、前述の分限帳の提出に加えての「譜録」提出である。そのことは明治三年の「願事録」に、「譜録」提出延期を藩士が願いをまとめた冊子が通常のものとは別に作成されたことから想像に難くはない⁽¹⁵⁾。この「願事録」によれば、八月二十七日の粟屋瑄太郎による提出期限猶予の願いを皮切りに、十二月二十五日まで多数の願いが出されている。非常に厳しい中で「譜録」提出であったことが窺える。

以上のような経緯をたどり、四期にわたる「譜録」の調査・提出が行われたのである。それでは次に、「譜録」の記述内容について、藩からの指示を追ってみよう。

二 「譜録」作成マニュアル

ここでは「譜録」作成にあたり、そのルールの変

遷を追っていく。ただし、第四次調査における指示は見出せなかったので第三次調査までとする。

(一) 第一次調査

まずは寛政二年三月一日、「譜録」作成の指示と同時に出た「廉覚⁽¹⁶⁾」について。これは「譜録」で執筆すべき七項目と、分家等がある家は「附録」を作成するにあたっての注意点を簡便に示したものである。後掲【表1】がそれであり⁽¹⁷⁾、ここでは特筆すべき点のみ触れておきたい。

「姓氏之部」は、家の出自を詳細に記すと共に、苗字や改称があつた場合にはそのことも示す。なお同字異訓もあるため、読み方を片仮名で示すこととあるが、伝来している「譜録」を見ると、すべての家に読み方が付されているわけではない。

「世統之部」と「母・妻・子女之部」では、歴代当主とその家族の詳細な情報を求めている。例えば実子の場合は何番目の男子か、養子の場合はその実家のデータ（同姓か異姓か、養家が親族の場合にはそのつながり）をも明示しなければならぬ。

また実母は、その実家の姓名や出所を詳細に示さなければならぬ（ただし、実母が「家之妾」の場合は父の名前は不要）。また妻も、その実家の姓名、婚姻（または離婚）の年月日を記す必要があつた。ちなみにここで「妻」とできるのは、藩による婚姻の許可を受けた者に限られた。

子女は、男女ともに長幼の順に従い、一五歳以上の男子は実名・仮名・改名履歴、一五歳未満の男子と女子は、名前（実名）の記載は不要とされた。なお女子の内既婚者は、婚姻や離別の年月日を記す。以上は実子の場合であるが、養子の場合には実家などの姓名、出所、養子願を済ませた年月日を記さなければならなかった。

「御書類・御賞美事・拝領物之部」では、初代藩主毛利就隆以来、正徳年中（つまり三代藩主元次期の徳山藩断絶まで）以前に与えられた「御書・御判物類」は勿論、「御書附・奉書類」が家に伝来していればそのことを記し、かつその文書の写も示さなければならぬ。写のみが伝来していれば、写であることを明示した上でそれを記す。歴代藩主からの「御

書・御判物類」を重視する点は理解できるが、正徳年中以前の藩発給の「御書附類・奉書類」をも写示させていることは、徳山藩が断絶前の文書について特別な関心を寄せていたことが窺えて興味深い。

そのことは拝領物においてもいえる。拝領物の伝存理由が不明の場合、正徳以前のものはすべて記し、享保以後のものについては、「御紋附諸品其外武用諸具并珍貴之品物等」に限り記すようにという。しかも正徳前享保後の年紀が判然としなければ、正徳前の例に準ぜよとのこと。やはり藩の断絶と再興を分かっ正徳期以前と享保期以後では、藩の意識が異なり、この時期を藩が一つの区切りと考えていたことが理解できる。

最後に「附録」である。同姓藩士については、本家の者は末家に誰がいるか記し、「嫡流・庶流、本知・分知」など、家によって見解が異なる場合にはそのまま各家における説を記すようにという。一方、同姓の内本家がない場合には、同姓の家の誰から分かれた末裔であることを示すことで同姓の証とする。勿論、同じ苗字であっても「同出・同姓」でなければ

ば、それぞれの家が違う流れであることを記すことになる。

一次調査以前に断絶した家もある。その場合には断絶までの「世譜」「譜録」の本編と同じような要領で必要事項を記述する）と断絶に至った経緯を示さなければならぬ。もつとも断絶した家が末家の場合は本家が「附録」を挙げることになるが、本家が断絶した場合には、末家が（末家が複数あればその内の一家が代表して）本家の事歴と断絶の顛末を記さなければならない。

この「廉寛」に加え「例書」が示された。⁽¹⁸⁾「例書」は「譜録」執筆についての具体的な執筆例を示したものである。参考までに「世系図」の「例書」部分を示す。

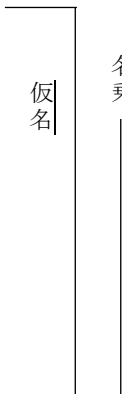
世系図

何氏姓何

假名

名乗

假名



名乗

仮名

名乗

右此余世代之多少同例ニ候、当代被召出候ものも此例を以其名前記可申候、

一、系末之名前ハ則当代之人也、

一、此世代之中養嗣子有之候とも其訳不及書加、
其外都て此図例之通ニ候、

一、家苗并仮名・実名等相改候ものハ最後以後ニ称候分を此図ニ記可申候、惣て名乗之事此已下ニ実名と称之候、

一、実名不知分ハ某之字ニ代へ書可申候、仮名不知分ハ某之字并其断等書候ニ不及候、

一、本姓不詳分此部之初其断書等ニ不及候、

一、何之字・実名之字・仮名之字之傍え―を加へ候ハ、其意義名目等授候目驗也、惣て下之

諸部中ニ此しるしを加へ候ハ皆同例ニ候、
一、凡此例書書部之中、事義を授、注解を附候は、皆朱字を用ひ候、

一、先祖之世次幾代々々不詳、其名前耳往々ニ

伝候ハ、此世系図ハ不用ニ候、此例之初代

何氏譜録之次え姓氏部を以書記し可申候、

「例書」の冒頭にあるため、全体にわたる注意書きも含まれるが、系図一つ示すのに、系図の最後は当代の人物に、といった当然とも思えることや、実子・養子関係の図示は不要など、その指示は細かい。

これに続くすべての部においても詳細な指示が出ており、「譜録」作成にあたり藩があらゆるケースを想定して、例を示しながら、統一した記述を藩士に求めていくことが窺える。

以上のように、「廉覚」と「例書」によって事細かく指示を出したところであるが、「譜録」作成に着手した藩士からは問い合わせが相次いだ。管見の限りでは、寛政二年十月（十七日）に御馬廻組、二十七日に御中小性組、翌寛政三年七月十七日には再び御馬廻組からの問いに基づく藩の回答が示された。¹⁹なお、こうした問い合わせと回答の内容は、問い合わせた当事者のみならず、他の組にも回覧し、記述の統一をはかっている。

ところで、「廉覚」と「例書」は「譜録」を作成すべき藩士にどのように周知されたのであろうか。次のような藩からの通知がある。⁽²⁰⁾

御家中家譜書出之儀、今日御沙汰にて、御書付類於銘々書写候ハ、余程手間取可申候間、先一通拝見迄ニ早々一統え差廻し、其後番頭より又々差廻し可然存候間、其御取計被成候様ニと存候、以上、

これは粟屋鞆負（当役）から粟屋亘ほか二名の御馬廻組の頭に対して出された文面である。日付は寛政二年三月一日付けで、「譜録」作成の指示と同時に出されたものである。差出人や受取人により多少の文言の違いはあるが、藩内各階層に同じ趣旨の通知が出されている。これによれば、「御書付類」（「廉覚」や「例書」と同義であろう）を各人が筆写しては全員の回覧に時間がかかるので、まずは一通り目を通すにとどめて速やかに次へ送り、全体に回った後に再びそれらを回すので、その際に筆写せよという。まずは指示の概略を把握させた上で、必要と感ずる者は再回覧時にそれらを筆写させる方法を採用

たのである。⁽²¹⁾

さて第一次調査分については、特別な事情がなければ寛政三年一月から二月が提出の期限とされたわけだが、前述のとおり、寛政三年七月の御馬廻組による伺いを見ても明らかのように、その期日は守られていない。藩の思い描いたスケジュールどおりにはいかなかったようだ。

このように「譜録」は中々出揃わず、発令から十八年後の文化五年（一八〇八）、藩は次のような指示を出した。⁽²²⁾

譜録差出方御沙汰後年数も相立候事ニ付、冊末之右書相改、左之両条之通、

右寛政二年依被 仰出之旨草案差出置申候所、此度本書差出之申候、已上、

年号年次干支月 姓名印
本書差出候節之年月也、

右は寛政二年御沙汰砌より追々草案差出置候分、

右寛政二年依被仰出之旨差出之申候、已上、
年号年次干支月 姓名印

本書差出候節之年月日也、

右は寛政二年御沙汰候、追々日延断出草案不差出候分、

右二月四日御沙汰也、

文化五年段階で、当初指示されていた草案を提出できた者とできなかった者とによって、「譜録」末文の表現を変えさせている。草案を提出し、チェックを受けている場合は草案の提出済みと、それに基づき「本書」を出したことを記す（前者のパターン）。一方で、後者のような草案提出ができてずにノーチェックの場合は、「譜録」を出したとの記述にとどまっている。ともかく「譜録」を提出させ、修正がある場合には後年改めさせようとしたのだろう。このことから、文化五年に至ってもなお草案の提出が完了していないことがわかり、何とか藩士に「譜録」を出させることに藩が躍起となっていたことが窺える。なお、この「文化五年」と「譜録」については後に述べることにしたい。

(二) 第二次調査

文化十一年十一月二十八日に発せられた第二次調査では、第一次調査に続く「継書之例書」として「寛政己酉譜録継書略例」（以下、「略例」と略記。）が示された⁽²³⁾。【表2】がそれである⁽²⁴⁾。この「略例」の位置づけについては、例えば「姓氏之部」の「後年家苗相改候もの」について、「寛政例書姓氏部家苗改候家之例ニ拠」るとの指示がある。ここから、基本的には第一次調査で出された「例書」の記述方法に従い、第二次調査であるが故に加えなければならない部分に限り記述させたといえる。

以下では付加された部分について概観する。

まず「題書」であるが、今回の調査によって提出する「譜録」を「譜録二編」と称することから、第一次調査分については「譜録初編」と記すようになった。現存する徳山毛利家文庫「譜録」を見ると、第一次調査時の「譜録」を、「譜録」とするものと「譜録初編」とするものがある⁽²⁵⁾。同一の家で「譜録」と称するものが二冊あったり、「譜録」がなく「譜録初編」しかない家もあったりするので、必ずしもこの指示が貫徹したようには見えないが、第一次調査時

の「譜録」なのか、第二次調査時（以降の）「譜録初編」なのかを知る参考にはなるだろう（以下、第一次調査時の「譜録」は「初編」と称する）。

また「初編」において途中まで記した事跡について、「初編」にあることを注記した上で重複記載はない。例えば、「其事初編寛政己酉歳已上之録ニ載之」（姓氏之部）、「初代至四代初編ニ載之」（世統之部）、「母・妻・子女之部」（四代）は具体例として「略例」で示された世代であり、各家は自家のケースで数字を変える）などと記して、それ以前は「初編」に記述があることを明らかにした。一方で、「初編」において記載が途中になった当主は、初めから記すようにという。つまり、この者に限り重複記載することになる。ただし、「御書類・御賞美事・拝領物之部」と「職務之部」については、「初編」掲載以後に限って記せばよかった。

「二編」は「初編」に「書き継ぐ」姿勢であることから、「初編」で記載しなかった内容は全て盛り込むことになる。「初編」作成時に幼年であったものも、「二編」作成時には成人しており、「養縁」「離縁」

「再嫁」の状況、特に男子は実名・仮名も明らかにした。

家中における本家・末家の関係、断絶家を記す「附巻」は、やはり第一次調査の「例書」に従って記述することが基本。しかし「初編」提出後断絶した家は、分家のことは本家が、本家のことは分家が「初編」後の経緯を「附巻」に「継記」しなければならなかった。

（三）第三次調査

天保十三年八月二十八日に発令をみた第三次調査であるが、前回調査の更なる継続という意味合いから、「文化癸酉譜録書継略例」が示された⁽²⁶⁾。細かいことだが、「題字」が「三編」となったこと、今回は「三編」の提出にあたるため、それ以前の「譜録」を指す言葉が、「二編」の「略例」に「初編」とあるのみだったものが、前二回の調査を示す「初編・二編」となったこと以外には大きな変更点はなく、「二編」作成と同様といつてよい。

ところが天保十五年四月二十一日（十二月に改元

し弘化元年、一八四四)、「譜録」作成の新たな指示が出された⁽²⁷⁾。天保十四年十月が提出締切日であったので、それよりも約半年後に、である。締切期日を守って「譜録」を提出した者もあつた。「はじめに」で例示した福岡家もそのひとりだったため、第三次調査で天保十五年より前の「三編」と、それ以後の「三編」とで記述が異なるものができてしまったのである(後述)。また旧稿で見たとおり、この第三次調査では弘化四年まで提出期日延期の願いが出されている⁽²⁸⁾。こうした藩の姿勢により、繰り返し提出期日の延期を求めざるを得なかつたと想像される。

さて、天保十五年の改正点は、「覚」により指示の趣旨と、【表3】に示した「譜録御用之廉追加覚」(以下「追加覚」と略記。)によりその具体的例示がなされた⁽²⁹⁾。

まず「覚」において、「自今已後中継或は退身等」の記述に改変を加えるという。より具体的には「追加覚」で示され、これらの人々は「幾代之字除之、中継某と実名」を記すと共に、「世統之部」においてはその名の下に「御暇・退身等之訳等」を付し、

「中継」や「退身」の者は代数にカウントしないというルールになった。具体例を示せば、【図1】の【系図A】では政利を七代、寿述を八代と数えたが、「追加覚」などに従つた【系図B】で「中継」と記された政利は代数に入れず、寿述が併記されて七代となる。これで、二つの系図が生まれた理由が明らかとなった⁽³⁰⁾。

また、隠居後、後継者の死去などによって、再び当主に就く者もあつた。こうした再勤者は世代に加えることになった。例えば四代のAが隠居し、五代のBが当主となるも病没などで当主不在となつた場合、Aが再び当主となれば、六代Aとなる。つまり四代と六代に同一人物が重複して出ることになる。もつとも歴代当主を系図化した場合、再勤者も図中に取り込まなければ系図が成り立たないことが多く、その点は既に実践されていたようである。稀有な例ながら御馬廻で医師の長沼⁽³¹⁾家の「世統之部」では「二代岡鳳」が再勤により「四代岡鳳」と説明されているが、「世系図」では、【図2】のように、二代の岡鳳、三代の直行の後は五代の之鑿が図示されている。

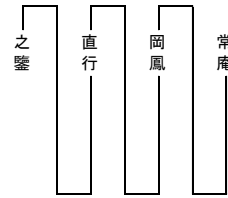
「世系図」上でも直行と之鑿の間に再勤の岡鳳が入るのは、「追加覚」が出された後からである。

そのため、再勤後のできごとを記す必要が出てくる。例えば「母・妻・子女之部」で、妻の死去や後妻との再婚、再勤後の出生子女なども記さなければならなくなつた。

このほか「母・妻・子女之部」では、妻子の死去年月日や親兄弟との「久離」といった「変事」についても記すことが求められている。

天保十五年の改正はこれにとどまらず、各項目の書くべき位置（文字の高さ）についても指示された。その指示は「譜録認方高下廉書大略」⁽⁹²⁾（以下「大略」と略記。）である。冒頭の「世統之部」を参照してみよう。

世統之部 四段目ヨリ
幾代・・・高一ヨリ

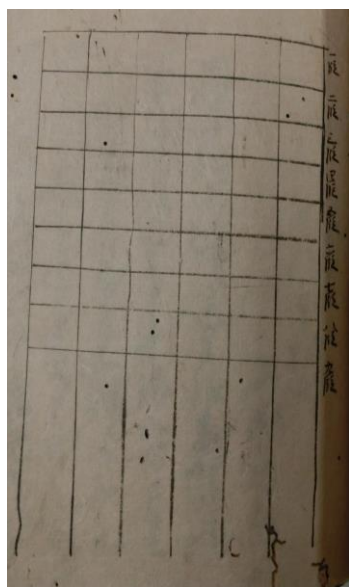


【図2】御馬廻 医師 長沼家系図

- | | | | | | | |
|-----------|-------|--------------|---------|------------|-------|--------|
| 初実名 | 三段目ヨリ | 初 | 四段目ヨリ | 某 | 五段目ヨリ | 次・・・後 |
| 某 | 五段目ヨリ | 某 | 五段目ヨリ | 次・・・後 | 某 | 五段目ヨリ |
| 年月日・・・ | | 附隠居・・・ | 五段目ヨリ | 某 | 七段目ヨリ | 仮名此所実名 |
| 仮名 | 三段目ヨリ | 某 | 五段目ヨリ | 同 | | |
| 元和・・・ | 式段目ヨリ | 中一 | | 一、年月日死・・・同 | | |
| 附・・・ | 三段目ヨリ | 一、年月日隠居・・・ | 三段目ヨリ | 同 | | |
| 空行ニ及ふべく候、 | | 此部并母妻子職務之部より | 八代替之處一行 | | | |

「高一ヨリ」「三段目ヨリ」など位置を示す言葉は朱書きされていて、例えば「世統之部」は「四段目ヨリ」、つまり四文字分下げるという意味である。項目ごとに高さが細かく変えられていることが窺える。一方、「幾代」という代数は「高一ヨリ」とあって、先の「段目ヨリ」とは異なる表記である。似たようなものに、例えば「年月日隠居」の右傍にある「中一」や、ここには出てこないが「下一」もある。このことについては、【図3】のようなマス目が記され⁽³³⁾上から「一段」「二段」…とあって、「段目ヨリ」とはそのマス目の位置に従い、文字の高さを変えるようにという指示だろう。一方「高・中・下」であるが、「一、年月日隠居」を参照すれば、「一」は「中一」、「年月日」の書き始めは三段目から書くようにとあるので、「一」は、少なくとも二段目より上になければならない。しかしそれを「二段目ヨリ」と表記していない。管見の限り、「段目」と「高・中・下」との違いを教えてくれる資料は見えないため断定は避けるが、「一」と「年」との間に半文字程度の空白があることから、今のところは「段目」より半文字

徳山藩「譜録」の作成とその過程（吉田）



【図3】譜録認方高下廉書大略

程度上から書くこと、つまり「高」は「一段目」より半文字程度上に、「中」は「高」より一文字分下げ（およそ一段目と二段目の間）、「下」はさらに一文字分下げ（およそ二段目と三段目の間）と仮に理解しておきたい。

いずれにしても、この時には「譜録」の記述内容のみならず、その文面の高下にまで指示が及んでいるのである。それが当初の提出期限よりも後に出たため、期日を守って「譜録」を提出した者も書き直しを求められ、その完成までには長い時間を要した

と考えられる。

三 「譜録」提出をめぐって

ここでは、藩の指示に従いながら作成した「譜録」の提出をめぐり、使用してきた資料から窺えた事柄をいくつか紹介する。

（1）「譜録」の「用紙」

調査の回を重ねるごとに、作成すべき「譜録」の量は増えていく。それは、その時に作成する「譜録」は草案と清冊・控本に加え、それ以前に作成した「譜録」も写の提出を求められていたことから明らかである。決して廉価ではない紙を調達することも藩士にとっては負担となったに違いない。

一方藩にとっても、サイズが区別、あるいは粗悪な紙を使って提出されても、その後の管理などにおいて不都合である。そこで藩では、第三次調査の折、「当節紙類殊之外高直」で「品物不宜、不揃」いなものがあつて、「後々見苦」しくなることをおそれ、

御蔵本において「譜録」作成のために紙を販売したのである。⁽³⁴⁾

なお、この時は始めに半紙を渡し、後日、「小杉」を渡すとしている。この時であれば、すでに提出している「初編」と「二編」の写は半紙を使って提出するよう指示が出ていた。事実誤認による修正などの場合を除き、特に調査の必要のない分を先発して藩士に引き渡したものと思われる。

（2）「譜録」作成と「勤」

「譜録」提出期限については、例えば作成指示の改変といった藩側の都合によって延期されていた事例があつた。また旧稿では、第三次調査時、藩士の都合によって提出期限延長の願いが出され、妥当であれば藩に認可された実例を示した。⁽³⁵⁾これらは「譜録」の提出が延引する理由に直結するが、ここで取り上げるのはそれとは少し趣を異にし、「譜録」を期日までに仕上げるために、「勤」の軽減を藩が許した事例である。

寛政四年（一七九二）一月、竹村周蔵は、学館へ

の出勤が頻繁で、「譜録」作成に時間を割くことが出来ないとして、藩に対して吟味を願った。彼は「三月迄素読并講釈等老人立順番にて相勤」なければならぬという。こうした激務を考慮して、藩では学館に対し、竹村の「学館出勤少々緩メ」るよう指示した。もつとも「素読并講釈」以外の業は「譜録方取調へニ懸」ることなのでその配慮は無用としてゐる。つまり、「譜録」作成に直接関係のない素読や講釈に限って出勤日数の緩和を学館の教授方に指示したのである⁽³⁶⁾。

同様の例は浅井金蔵にも見られる⁽³⁷⁾。彼は当時学館指南方を勤めていた⁽³⁸⁾。竹村と同じく勤務が多忙のため「譜録」作成に手が回らず、藩へ吟味を願ひ出て、やはり「学館出勤少々緩メ」るようにとの学館に対する藩の裁可を得た。

このように、特殊事例ではあるが、「譜録」作成のために、業務の軽減が認められることもあったのである。

(3) 「譜録」提出の催促

こうして見てくると、「譜録」の提出にあたり、期日までに提出が叶わない藩士は、延期の願ひを出したり、業務との兼ね合いの吟味を願ったりした場合、藩はそれを是と判じれば、提出延期を了承してきたような印象を持つ。

しかし実際には、藩士に対して期日に間に合わせるよう、藩は指令を出していたのである。

一例を示せば、寛政三年七月二十八日、「譜録」草案をチェックする心遣人などに対し、提出の催促に及ぶよう指示が出された⁽³⁹⁾。これには前提がある。第一次調査時における「譜録」の提出締切は、藩外勤務者などの特別な場合を除き、寛政三年二月までと設定されていた。しかし二月に至り五ヶ月間の猶予を認めたものの⁽⁴⁰⁾、七月二十八日段階においても草案を差し出しているものが非常に少ない有様で、草案の提出期限を「当冬中」までと、さらに延期していたのである。これにあわせて心遣人などのチェックは来年春までと区切ったのであるが、「等閑ニ心得候故之分も有之様相聞候」と、一部に「譜録」の提出期限を厳守しない風聞もあることから、先に挙げた

催促を行ったのである。

繰り返しになるが、「譜録」の清冊提出までは、「例書」などに従った事項の調査と執筆↓心遣人などへの草案の提出↓心遣人などのチェック↓チェックに基づき訂正した清冊の作成と提出、の過程を経る必要がある。また、第二次調査以降は、それ以前の「譜録」の写も作成・提出しなければならなかった。このように非常に手間のかかる作業が必要で、藩の催促があつても、藩士も中々それに応ずることは難しく、提出延期を願う「断書」を藩に提出して許可を得ることが多くなつた。そうしたこともあつて、実際には当初決めていた提出期限が大幅に遅れていったことは前述のとおりである。ただし、藩としては、藩士の「断書」にある趣旨をいつも認めて、提出期日を闇雲に延ばしていたわけではなく、何とか一定期間に出揃うよう（せめて草案のチェックを済ませておくよう）努めていたのである。

（4）「譜録」の高覧

「譜録」は提出後、「御府蔵」に収められることに

なつていた。ではその後、「譜録」はどのような扱いを受けていたのか。一つだけそれを知ることができたので紹介したい。

それは文化五年十二月二十三日、「御家老・御用人」十一名（御家老六名、御用人五名）分の「譜録」が御居間へ差し出され、藩主の高覧に供するよう依頼された⁴¹⁾。さらに翌年二月十一日には御馬廻分、同月二十二日には御中小性分の「譜録」が同じく御居間へ差し出された⁴²⁾。この中には、江戸や大坂といった藩外での勤番などにより提出できなかった者なども含んでいる。御家老や御用人に比べてこの両者が大きく遅れたのは、取り調べを行つたり、「家譜取調へ人」がいなかったためチェックが未完である者がいたりしたためである。前述のとおり文化五年、チェックの有無にかかわらず、急ぎ「譜録」を揃えようとした理由がここにあつた⁴³⁾。

御家老と御用人分は年末の、御馬廻と御中小性分は参勤直前（二月二十八日に出立）の喧噪の中で、時の藩主八代広鎮が実際に「譜録」を手にとつて内容を見たかどうかまでは確認できない。しかし第一

次調査開始時に、完成した「譜録」は藩主の高覧に供するものだとしていた。ここで紹介した事例から、当初の予定より大幅に遅れたものの、それが実行に移されたとの指摘はしてもよいだろう。

(五) 屋敷地の表記

これも第一次調査時のことである。「譜録」作成の指示を受けたところ、御馬廻や御中小性から記述内容について伺いが出され、藩はそれへの回答を家中に示したことは先に紹介したとおりである。

この時の伺いの一つに、拝領屋敷についてのものがある⁽⁴⁴⁾。内容は、「御書類・御賞美事・拝領物之部」の部において、屋敷の拝領を記すべきかどうかというものであった。藩士からすれば、屋敷も拝領している物である以上、ここに含めて記すべきだと考える者が出て不思議はない。しかも藩が示した「例書」にはそのことの指示は示されていなかったため、こうした伺いが出たのであろう。

これを受けた藩の回答は、屋敷の拝領については記述するように、というものであった。もともと、

拝領でありながら「禄格之部」に記すように指示した。拝領年月日を明記しなければならぬことはいうまでもない。また、拝領のみならず藩の許しを得て「相對替え」した場合も同様に記述するようになることであった。

さて屋敷地の表記方法は、町名と方角で記すよう指示された。例えば、家老粟屋家と御馬廻の大野⁽⁴⁵⁾の場合を見れば、それぞれの「禄格之部」に、

【粟屋家】

一、慶安年中

本町東側下角屋敷 南向後西向改

【大野家】

一、某年

勢屯西町自東三番屋敷被下之候、

とある。拝領年月日に加え、「本町」や「勢屯西町」という町名、「東側」や「自東三番屋敷」という方角と位置で屋敷地が示されている。さらに粟屋家は角屋敷であったことから門の向きである「南向」（これは後で西向きの改めた）とも記されているが、これも当然、藩の指示に従った記述である。こうして各

家の「譜録」の「禄格之部」に、拝領屋敷について記述されることになったのだった。

ところで、藩の指示を見ると、町名がはっきりしない場所も想定されている。このことは、町名の表記が十分確定していないことを想起させる。そのことを窺える資料が、後掲【図4】に示す「寛政三亥年御家中町名伺出図面写⁽⁴⁶⁾」である。

これを見ると、一部の道の中に墨書で「此所いかゝ」、「此丁いかゝ記可申哉」などのように、町名を尋ねる文言がある。これは、藩士による問い合わせと想像される。一方、その近くには朱書きで、例えば「勢屯西丁」「勢屯東丁」のような記載がある。この朱書きについては、藩主居館から離れた、少なくとも今回の「譜録」提出対象者が居住していないと考えられる地域について、「外片側丁・外横丁・馬場外丁之分は伺出ニは無之、於御蔵本所増也」との記述がある。これは、外片側丁などは伺いがなかったのにもかかわらず御蔵本が記入したことの証であり、前出の「勢屯西丁」などの朱書きは、御蔵本による回答と見てよいだろう。そして絵図には、^(七カ)

廿七日御馬廻・御中小性組頭へ被差返候」との記述もある。このことは、寛政三年七月廿七日、「御家中町名図面」について伺った町名や屋敷番附について、「御組御支配組」へ指図をし、伺い出た図面は返却するという「御手紙控」の⁽⁴⁷⁾記事と一致する。つまり、【図4】は、拝領屋敷の表記方法を家中へ示した図であろう。そして「譜録」の作成を契機に、少なくとも藩士居住地域について、この時点における藩公認の町名が決まったと見ることもできる（勿論、ここで決定した町名が唯一無二というものではない）。



【図4】寛政三亥年御家中町名伺出図面写

なお、この絵図も家中各層に回覧されたようである。

おわりに

以上、「譜録」の作成・提出について見てきた。四度にわたる調査によって、伝承なども含まれているとはいえ、一応徳山藩士各家の歩みが明らかになった。これだけの長期間に及ぶ家臣の動向が窺える例は、全国でも稀有なケースであろう。

ところで「譜録」四度の調査は、一貫した基準で調査されたものではなかった。勿論第一次調査時に示された「例書」が最も基本になる。しかしその時の家臣からの問い合わせや、調査の回を重ねるたびに少しずつの改変があった。特に第三次調査の天保十五年の改正は、家臣のデータとして最も基本となる歴代当主系図の表し方に変更の手が加わるような大きなものであった。また、文章の書き出し位置にまで指示が及ぶ徹底ぶり、一層の厳密性が求められた。

また、文久三年に第四次調査の命が下ったが、時

勢の急変に伴い、「譜録」の作成・提出期限の延期が相次いだ。明治の世になり、そうした指示も曖昧になってしまふのかと思ったが、明治三年に再度提出の指令を出して、藩士（士族）に提出を求めたのだった。徳山藩の「譜録」に注ぐ意気込みが垣間見える思いである。

本稿ではそうした「譜録」の作成と提出について、藩から出された指示を基に辿ってみた。徳山藩の「譜録」に対する基本的な考え方は示せたものではなからうか。以後は、こうした指示に基づき、実際の「譜録」がどうなっているのか見る必要があるだろう。

また「譜録」は徳山の「御府蔵」に収められたというが、この「御府蔵」がどの蔵を指し、どの役所が管理していたのかという点が課題として残る。それを明確に示すものではないが、作成者を記録方とする「以呂波分記録類目録⁽⁴⁸⁾」という資料がある。記録方は、当職を補佐する兩人役が掌る事務の一つであり⁽⁴⁹⁾、御蔵本上御用所において、「記録ニ載する所之御作法事、惣て其向之物預、御書出事究等之事」を担っていたという⁽⁵⁰⁾。「以呂波分記録類目録」の分類「に」

には、「譜録例書」や「家譜書出方向指図書面写」など、本稿でも引用した「譜録」の執筆上、関係の深い資料名を見ることができるといえる。

つまり、「譜録」に関する諸情報は記録方に集められていた可能性があり、ここで「譜録」本体も管理されていたのかもしれない。

このことは徳山藩における文書管理、あるいは徳山毛利家文庫の構造などと密接な関係があり、それを明らかにするには「譜録」にとどまらず、藩全体の文書管理のあり方へ視野を広げて検討していく必要があるだろう。今後により大きな課題を残すこととなってしまったが、ひとまず本稿はここで筆を擱くこととしたい。

方断歎」の分析」（『山口県文書館研究紀要』第三六号、平成二十一年）、同②「徳山毛利家文庫「譜録」について（その1）・（その2）」（『同』三七号、三八号、平成二十二年・二十三年）。

(2) 徳山毛利家文庫「譜録」一〇〇九「福間治部右衛門」、「同」一〇一〇「福間駒太」。なお、本稿では「徳山毛利家文庫」の資料を引用するので、以下では文庫名は省略する。

(3) 主に使用する資料は、御蔵本の指示をまとめた「御書出控」と「大令録」、および当役や兩人役などの指示をまとめた「御手紙控」である。

(4) 「御書出控」寛政二年三月朔日（「御書出控」四三一）、「御手紙控」同年月日（「御手紙控」二一〇）。

(5) 前掲註（4）の内「御書出控」。

(6) 同前。また「譜録」一一一や「同」一一一。

(7) 第三次調査の例だが、組外の者は、「草案」を御蔵本に提出するよう指示している（「御手紙控」天保十四年五月二十四日、組外御馬廻中宛兩人衆指示書（「御手紙控」三七〇））。

(8) 「大令録」文化十一年十一月二十八日（「大令録」三

註
 (1) 拙稿①「徳山藩「譜録」作成の一側面——家譜差出

九)、「御手紙控」同年月日(「御手紙控」二八八)。

(9)「御書出控」天保十三年八月二十八日(「御書出控」九三)。

(10)「御手紙控」文久三年十一月四日(「御手紙控」四三四)。

(11)「右同」元治元年正月二十七日(「右同」四三六)。

(12)「右同」元治元年五月二十四日(「右同」四三五)。

(13)「沙汰書」明治三年三月晦日(「沙汰書」四四)。

(14)「士族人員録」・「準士族人員録」などはその成果であらう。(「家来分限帳」二三〜四三)。

(15)「譜録 願事録初編」(「願事録」一〇二)。

(16)前掲註(4)の内「御書出控」。

(17)【表1】は前掲註(4)に所載。「内容」欄には「一 つ書」、「附」欄には「附り」として書かれているものを入れた。

(18)前掲註(4)の内「御書出控」。

(19)寛政二年は「家譜書出方何指圖書面写」(「士民方」

二)、寛政三年は「同」(「同」6)。

(20)前掲註(4)の内「御書出控」。

(21)例えば当館所蔵奈古屋家文書五「譜録例書」。

(22)「御書出控」文化五年二月四日(「御書出控」六一)。

(23)前掲註(8)。

(24)【表2】は同前に所載。「例文」欄は「譜録二編」作成にあたり示された例文を、「注記」欄には、例文に対する注意書き(小字で朱書きのもの)を入れた。

(25)前掲註(1)拙稿②の「表紙書」欄参照。

(26)前掲註(9)。

(27)「御書出控」天保十五年四月二十一日(「御書出控」九五)。

(28)前掲註(1)拙稿①。

(29)【表3】は前掲註(27)所載。文意の通らないところについては、当館所蔵井上家文書二三七「譜録新例書 弘化元年四月」から適宜補った。表にまとめるにあたっては、前掲註(17)と同じ。

(30)本文でも述べたとおり、【系図A】は天保十四年十月、【系図B】は嘉永二年十一月提出の「譜録三編」に示された系図である。「追加寛」などが出された前後で記載方法が変わった端的な事例である。

(31)「譜録」八七七「長沼立孝」、「同」八七八「長沼伝治」、「同」八七九「長沼玄琳」、「同」八八〇「長沼泰

頭」。

(32) 「御書出控」天保十五年四月二十一日（「御書出控」九五）。

(33) このマス目は縦が一・四cm、一・八cmで、九段目までの位置を示している。

(34) 「御手紙控」天保十四年六月十一日（「御手紙控」三七一）。

(35) 前掲註（1）拙稿①。

(36) 「御手紙控」寛政四年正月二十五日（「御手紙控」二一六）。

(37) 「同前」寛政四年二月十日（「同前」二一六）。

(38) 例えば「譜録」二四「浅井嘉蔵」。

(39) 「御手紙控」寛政三年七月二十八日（「御手紙控」二二四）。

(40) 「同前」寛政三年二月九日（「同前」二二三）。

(41) 「同前」文化五年十二月二十三日（「同前」二六八）、御用人・桜井甚太夫宛当職・福岡嘉織「覚」。

(42) 「同前」文化六年二月十一日・二十二日（「同前」二六九）。

(43) 例えば「同前」文化六年二月三日には、山田為右

衛門の「譜録」が未提出であることから、鳥羽静馬は富山才次郎に対し、どうなっているのか内々に問い合わせている。

(44) 「家譜差出何指図書」（「土民方」3）。

(45) 「譜録」一一二四「粟屋図書」。

(46) 「寛政三亥年御家中町名伺出図面写」（「絵図」九六）。

(47) 「御手紙控」寛政三年七月二十七日（「御手紙控」一四）。

(48) 「以呂波分記録類目録」（「目録」4）。「記録方」の所蔵する記録の目録で、一八行の罫紙に記録名と数量が記された縦帳である。記録類の下限は、年代記載のあるものでは天保十二年（一八四一）であるが、横切紙で追加分を貼付する場合もあり、それでは慶応元年（一八六五）のものが見える。収録されている記録類は内容ごとに「い、ろ、は、…」の文字で分類される。

(49) 『徳山市史 上巻』（徳山市史編纂委員会、三版、昭和五十九年）。

(50) 「御蔵本上御用所内職分御定」（「法制4」）。

【表1】寛政2年 御家来譜録御用之廉覚

部等	内容	附
世系図	御家来世祿之家々、御奉公初以来之世系図可相整候、	
姓氏之部	姓氏之義、其出所詳ニ記之、苗字・改称等有之分ハ其次第をも記可申候、	家苗ハ同字異訓之分も有之事ニ候間、都て此部中之氏エハ其称へ片仮名字を以傍書可仕候、
世統之部	御奉公初代之者、其仮名・実名等より御家随属・新参之事实記之可申、左候て新参以前之事、其出所・生地・家職・他家仕官等之事并其父祖已上名前・諸之異跡等伝来次第大要書加之後、其隠退・死去・行年迄其順次を以記之可申候、尤当代被召出候者、右之内隠退以下之外ハ皆同例勿論ニ候、	世祿之者、譜録御用之事ニ候間、世祿被下候已前被召仕掛り之人たりとも、其事ハ御奉公已前ニ属可申候、
	其次之代当代迄其名前家統之事・隠退・死去・行年等迄記可申候、	相統実子ハ幾男之分り迄記之、養子ハ其实同姓・異姓・肉親之分り等迄記之可申候、
	右世代仮名・実名之改称、夫々名前え附書可仕候、	隠居後之改名同断、
	世代之内仕官・中絶之事有之ものは、初代已来連綿ニ記之、其間ニおいて年時之次第を以廢絶之事・興復之事共記之可申候、其中絶之年数等有之候ニおいてハ、其間之譜録仕官中之例ニ可準候、	
	初代已来格別之行状之外、其家美目ニ存候筋有之ニおいてハ記之可申候、	右筋ハ此部に限らず他之諸部えも其類ニ因て書載之可申候、
祿格之部	御奉公初之祿知・格式并家職之事迄記之、其後当時迄知行高・扶持米・切錢等之数、或ハ被増之、或ハ被減之、格式物通、或ハ被進之、或ハ被貶之、又祿格無相違被下之被召仕類之訳等記之可申候、	
母・妻・子女之部	代々之母・妻・子女之事、每代先其実母実家姓名・出所等詳にして記可申候、 次ニ妻、初妻・後娶共其実家姓名より婚娶共年月日迄記之可申候、返離之妻ハ其事をも記可申候、	実母家之妾にて候得ハ、其父名前不及記之、家姓耳記可申候、 仮令不賤家姓出所等之ものたりとも、公許無之婦ハ妻之稱無之儀勿論ニ候、尤妻願濟・届濟之年月日ハ不及記之候、又願濟・届濟耳にて未娶も同断ニ候、
	次ニ男子・女子、長少之次第ニよつて記之可申候、尤男子ハ十五歳已上、其实名・仮名并改称之事迄記可申候、其以下之歳并女子ハ名前不用ニ候、女子婚嫁之者ハ初嫁・重縁共其事年月日迄夫々之下ニ記可申候、離縁之分ハ其事をも記可申候、尤願濟・届濟耳にて未嫁ものハ其事不及記之候、男女養縁所遣之事、其实家・縁家等之姓名・出所・願濟之年月日迄記之、離縁之分	右類之男子ニ御書類・御賞美事・拝領物并職務之事等有之候ハ、本世代夫々之部え附書可仕候、

	ハ其事をも記可申候、尤右之内追て他家縁附之趣を以養子・養女願出候分ハ不及記之候、男子之内御雇勤仕之ものハ其始末并初代已来之嫡子ニ妻子有之ものは母・妻・子女之事、何れも此部名所之下え記可申候、	
御書類御賞美事拝領物之部	発性院様已来、御代々被下置候御書・御半物類并正徳年中已前ニ被下置候御書附・奉書類、家ニ伝来之分其事記之、御書面写可申候、若異変之事ニ付家ニ不持伝候とも御書面写相伝候ハ、其所書加、別段同例ニ可記之候、尤御書附類之内御答筋之事奉書之内事軽通例之分ハ不用ニ候、	御本家様御古代已来被下置候御書・御書付類伝来之ものハ此部え附録可仕候、
	御代々御賞美事・諸拝領物は御表方格段被仰出之分記之可申候、其余御内之事ハ勿論、不重立事尋常歳時之例等を以被仰出候分除之可申候、	拝領物ハ当時家々ニ持伝之有無ニ拘らず、本条之通可相心得候、
		拝領物持伝候て其被仰出御旨趣ハ不相伝、可記例哉不記例哉難分候とも、正徳以前之分ハ何品にてても其所を加記之可申候、享保以後之分ハ其内ニて御紋附諸品其外武用諸具并珍貴之品物等ハ記之可申候、
		拝領物正徳前享保後之年紀難分候ハ、正徳前之例ニ準し其事記可申候、
		御縁附御衣類御表方格段之被仰出ニて不被下之、役儀之常例等耳ニて拝領仕候ハ、右之内其身柄始て拝領之分記可申候、尤数度拝領候て何れ始てと難相分などの類ハ内一度之分記可申候、
		本条ニ見へ候不重立事、尋常歳時之例とハ大抵其被仰出ニ付、御礼出仕をも不遂、又役儀之例ニ成居候拝領物之類ニ候、惣て不時之被下物といへとも、御賞美筋ニ無之、御心附・御恵等之類ハ不記之義勿論ニ候、
職務之部	代々之諸職務ハ地役ハ其進退之事、旅役は充足、旅地之務向・帰郷迄之事、惣て役中ニ行旅等廉有勤事ハ記之可申候、臨時役之儀は十日以上所勤之分耳記之、其退日ハ老歳を越候分耳記之可申候、	
	他境御使者勤之事、防長兩国外ハ充足日・勤日・帰郷日迄記之可申候、兩国内ハ勤日耳記之可申候、尤江戸・京・大坂其外諸掛リニて他家相務	御使者外他境え暫時之御用相勤候分も兩国内外共可準右候、

	候御使者ハ不及記之候、	
附録	御家来之内同姓有之ニおいてハ、其本家より此部之内ニおいて末家誰有之趣記之可申候、若又同姓之内、嫡流・庶流、本知・分知等之義、当時不分明孰れ本末と難決、其家々異説相伝候分も有之候ハハ、其説之匠家々より書載可申候、	同姓之内本家無之ニおいてハ、同姓家々より誰義何之続ニて同姓と申義記之可申候、扱又御家来之内家苗同字ニても、元来同出・同姓之家ニ無之分ハ、相互ニ此部え之姓名并其断書載可申候、
	同姓之内、任官・断絶之者有之ニおいてハ、本家を限らず断絶迄之世譜、断絶之訳記之可申候、	末家之断絶ハ本家より書出之可申候、同姓間之断絶ニて同姓幾人も有之ニおいてハ、壹人より書出之可申候、

【表2】文化11年 寛政己酉譜録継書略例

部等	例文	注記
(表書)	譜録二編 姓名	前牒寛政己酉歳已上之録を初編と定、此度之継書冊題書ニ二編之字を加可申候、
世系図		世系は初編己酉歳已上之録ニ重り候とも、初代已来当代迄全寛政例書通ニ記し可申候、
姓氏之部	何氏姓は何 其事初編寛政己酉歳已上之録ニ載之、	姓氏之伝来は既ニ初編相見候事ニ付、此例文相用ひ、重て記し候ニ不及候、又初編己酉之後年家苗相改候ものハ此例相用ひず、寛政例書姓氏部家苗改候家之例ニ抛り記之可申候、
世統之部	初代至四代初編ニ載之 五代 名乗 初実名 某 次・・・ 仮名 某 初・・・	初編、譬は五代之中半迄記し有之候ハハ、四代已上は其事を省キ此例文相用ひ、五代之事、其中半已上初編ニ重り候とも全ク同文ニ記し可申、尤改名候ものハ其記し方并其已下共皆寛政之例書通たるべく候、又五代前後之代数記し方、都て此ニ準すべく候、已下之部も同例、
禄格之部	禄高・・・ 格式・・・ 右は初編己酉歳已上之録ニ相見候、年月日 <small>日</small> 誰已来禄格無相違被下之相務候、	禄格初編已後無相違ものハ此例文相用ひ、御書付写ハ初編ニ有之候間省キ可申候、
	一、年月日五代誰え左之通被仰出候、 禄高・・・ ・・・ 格式・・・ ・・・	禄格初編已後ニ改候ものハ此例文相用ひ可申候、尤御賞美ニ因て増進、御答ニ因て減貶之事は夫々寛政之例書ニ抛り記し候儀勿論ニ候、

	御書附写 …… …… 右は当時禄格無相違被下之相務候、	
母妻子之部	初代至四代初編ニ載之、 五代 名乗 母 某氏	初編、譬は五代之中半迄記し有之候ハハ、四代已上は其事を省キ、此例文相用ひ、五代之事其中半已上初編ニ重ね記し、其中之男女己酉之後年ニ養縁又は離縁・再嫁等有之候ハハ、其事を加へ記し、尚又己酉之後年、代々之嫁娶男女出生等之現事ニ随ひ、寛政之例書ニ拠り候て記し可申候、又、右のごとく五代より記し候家、其四代已上之男女養縁・婚嫁、五代已下之年時ニ至候て可有之事ニ付、此類は其父之世代ニ拘らず、其年月日次第夫々之世代ニ懸ケ、本代之男女を記し終り、其次ニ附書致し可申、其文例左ニ出之候、
	附 一、三代誰 三男名乗 仮名 某 年月日誰養子ニ願被許之、	改名之もの初編ニ其事記し有之時は後之実名・仮名を此所ニ記し、改名之事ハ重て記候ニ不及、若又初編之後ニ改名之ものハ寛政之例書通記し可申、其もの己酉已前ニも改名有之候ハハ、其文重り候とも同例ニ候、又初編之時十四歳已下ニて其名を書せず分、此継書ニ至候ては十五歳已上ニ付、其実名・仮名寛政之例書通ニ記し候儀勿論ニ候、
	一、同人三女 年月日嫁于姓仮名実名 年月日離縁 年月日嫁于姓仮名実名	此婚嫁・離縁・再嫁迄之三件共、五代中之事も可有之、又離縁・再嫁而已五代ニ有之歟、再嫁而已五代ニ有之歟にて其文重り候とも、都て此例文通無差別記し可申候、
	一、四代誰長女 年月日嫁于姓仮名実名	此余は都て右之例ニ可準候、
御書類・御賞美事・拝領物之部	寛政己酉歳已上之事は初編ニ載之	己酉歳已上ニ其事記し無之ものハ此例文相省キ可申候、
	一、年月日幾代誰え・・・	初編四代之中、五代之中等迄記し有之候類ハ其事を省キ、此例相用ひ、己酉歳後年之現事ニより寛政例書通ニ記し可申候、
職務之部	寛政己酉歳已上之事は初編ニ載之、	己酉歳已上ニ其事記し無之もの

	男子御雇勤仕之事、家統之有無ニ不拘例書通り此部中え其始末相記、職務并拝領物等ハ夫々之部え相記候義ニ候得共、格式并御宛行等も無之、御雇或は御用被仰付候分ハ一日勤其余共此部計え相記可申、尤一日勤等数度有之分其書出方は寛政度例書通可相心得候、	
御書類御賞美事拝領物之部	此部認方、先年より区々ニ候処、寛政度例書通御書類・御賞美事・拝領物と順次此部中にて三等ニ相分、代数又は年紀之順次ニ不相拘可相認候、	
	役座定例ニ相成居候御目録類并常役座兼勤、尚勤仕向皆勤・諸芸師範役并世話方、或は取計其余右ニ類シ候筋ニ付ては、御目録等は孰も不及書載候、尤右之類にて御紋付類拝領之分は、仮令常例にて一度ハ可及書載候、且又右等之類にて常例外別段其身柄え当り被仰出之旨ヲ以被下候分は書載可申候、	臨時之御役御用懸り等兼勤ニ付て被下候拝領物は書載可申儀勿論候、
	家統已前御雇勤杯にて此部之事有之候ハ、前代年紀之順次ニ不拘、身柄家統後之前え嫡子中之訳書加、例書通り相認可申候、尤不合家統男子ニ此部之事有之時ハ、年紀之順次ニ依り、前代え附書勿論之事候、	
	御上下・御時服等拝領之向書出方区々ニ候処、御紋付類は惣て例書通其段相記可申候、	
職務之部	御徒已下之者御役交代物限り引続外役処え転役被仰付候向は御役被差免、同日別役被仰付候等之ヶ条可除之、左候て因願御役御免、或は勤懸り役義被差免外役出勤無之等之向計先年之例書通相記可申候、	
	此部中のみならず、諸部共惣て年号幾度もも相用ひ、同年或は同何年杯用捨、尤此部にて中一ハ同年・同何年等可用之、且又月日は幾度も相記可申候、乍去同日別役被仰付候之ヶ条のみハ寛政例書通其俣相用可申候、	

	五代名乗 一、年月日・・・	ハ此例文相省キ可申候、 此記し方已下己酉後年之現事ニ より寛政例書通ニ記シ可申候、
附卷	何氏譜録附卷	此附卷、末家・同家并同苗字異 出之類とも寛政例書ニ抛り記し 可申候、尤初編ニ重り候とも同 様相心得、若初編其事詳にして 長文なるものは其訳を断略文候 ても可然候、仕官・断絶之同姓 初編ニ其世譜相見候ものハ重て 書出ニ不及、己酉之後年断絶之 同家有之ものハ寛政之例書ニ抛 り、附卷中え其事を継記し可申、 其文之詳細右ニ準可然候、

【表3】天保15年(弘化元年) 譜録御用之廉追加覽

部等	内容	附
世統之部	此部已下諸部共中継之者ハ幾代之字除之、中絶 某と実名可記之候	世代被差除候者或は退身等被仰 付世代不相立候者ハ、此部已下 諸部共幾代之文字用之、尚此部 えは其名下え御暇・退身等之訳 小字ニ記之、左候て其次代之者 代数同数ニ可称、仮令五代世代 ニ不相立候ハ、其次代矢張五 代と重て書出可申候
		中絶之者之次代之者ハ幾代之代 数中絶之者ヲ除、初代より之順 ニ相認候義勿論ニ候
	隠居再勤之事、先年御差図通り世代ニ相立候事 ニ候条、再勤之訳此部え相見へ候様可記之、左 候て、母・妻・子女之部、母・妻・子女之事ハ 隠居已前勤仕中之処ニ委敷相見へ候事ニ付、隠 居再勤之処えハ不及記之、其断書別冊例書通可 相認候、尤再勤後妻相迎、或は男女出生等有之 者ハ其分耳書載可申候、	
母・妻・子 女之部	養子之者、是迄実母耳記載之処、以後は母之字 之下え養母ヲ記し、其次え実母と題し誰女某氏 妻等之書法ハいづれも寛政度例書通可相記候、	
	妻子之死去、惣て其下え年月日死と相記可申候、 且死去耳ニ限らず永御暇、或は親兄弟久離等其 余之変事等其身之落着其下え相記候も勿論ニ 候、尤子女七才未滿之者は年月日記ニ不及、早 世とのミ相記可申候、右ニ付、已後は後妻・養 子等之下え先妻死候故、実子死候故也等之不及 断書候、	本条通之義、其次代ニ至り有之 分ハ文化度継書養縁・婚姻等之 例書ニ準シ附書ニ可認候、